

公立大学法人新潟県立大学事務局に置く職に関する規程

(平成21年4月1日規程第2号)

改正 平成24年3月27日

改正 平成26年3月25日

改正 平成28年4月26日

改正 平成29年3月28日

改正 令和4年3月23日

(目的)

第1条 この規程は、新潟県立大学学則第8条第2項及び公立大学法人新潟県立大学に置く職及びその選考に関する規程（平成21年規程第1号）第2条第3項の規定に基づき、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）事務局に置く職に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局長)

第2条 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長は、法人の職員の中から理事長が任命する。

(事務局の組織)

第3条 事務局には、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受けて同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
事務局次長	事務局長を補佐し、局の事務を整理するとともに、事務局長が指定する事務を処理する。
部長	部の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を処理し、所属職員を監督する。
副参事	事務局長が指定する高度な事務を処理する。
主査	事務局長が指定する事務を処理する。
主任	困難な事務を処理する。
主事	事務をつかさどる。
専門司書	図書館の高度な専門的事務を処理する。
司書	図書館の専門的事務に従事する。
技師	技術をつかさどる。

2 前項に規定する職は、事務職員又は専門職員をもって充てる。

3 事務局に次の表の左欄に掲げる部を、同表右欄に掲げる担当を置く。

部	担当
総務財務部	総務担当、財務担当、企画広報担当
教務学生支援部	教務学生担当、入試担当
業務推進部	就職キャリア支援・地域連携推進担当、国際交流担当

(事務局の分掌事務)

第4条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

部	分掌事務
総務財務部	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織及び人事管理に関すること</li><li>・役員及び教職員の給与等に関すること</li><li>・規程等の制定及び改廃に関すること（他部局分掌のものを除く）</li><li>・大学経営評議会及び教育研究評議会に関すること</li><li>・経理、現金及び財産の管理に関すること（他部局分掌のものを除く）</li><li>・経営及び財務の企画に関すること</li><li>・認証評価、監査の調整及び情報公開に関すること</li><li>・学内情報基盤の整備方針に関すること</li><li>・理事長特命事項の企画及び実施に関すること</li><li>・中期計画、年度計画、事業計画及び法人評価に関すること</li><li>・広報に関すること</li><li>・前各号に掲げるもののほか、他部局に属さないもの</li></ul>
教務学生支援部	<ul style="list-style-type: none"><li>・学生の厚生及び補導に関すること</li><li>・学生の学業成績等の記録及び保管に関すること</li><li>・教育課程の編成に関すること</li><li>・図書の入力、整理及び閲覧に関すること</li><li>・学生の募集及び入学試験に関すること</li><li>・前各号に掲げるもののほか、教務学生支援、入試等に関すること</li></ul>
業務推進部	<ul style="list-style-type: none"><li>・学生の就職あっせん及びキャリア教育に関すること</li><li>・産学官金連携・大学等連携の推進に関すること</li><li>・国際交流及び海外大学との連携に関すること</li><li>・前各号に掲げるもののほか、就職キャリア支援、地域連携推進、国際交流等に関すること</li></ul>

(その他必要な職員)

第5条 事務局に次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 非常勤職員
- (2) 再雇用職員
- (3) 契約職員
- (4) その他理事長が必要と認める職員

2 前項各号に規定する職員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月26日から施行し、改正後の公立大学法人新潟県立大学事務局に置く職に関する規程の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。